

平成22年度

# 行政監査報告書

石川県監査委員

目 次

頁

第1	監査の趣旨	1
第2	監査の対象と選定理由	1
1	監査対象	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の実施方法	1
3	監査の内容及び着眼点	1
4	監査の対象とした機関及び高額物品	2
第4	監査対象高額物品の状況	5
1	保管状況について	5
2	調達、管理等の状況について	9
第5	監査の結果及び意見	20
1	調達の状況について	21
2	管理の状況について	22
3	利・活用の状況について	25
第6	まとめ	29
〔参考資料〕		
付表1	機関別高額物品保管数	31

## 第1 監査の趣旨

県が、法令の定めるところにより適正に事務を執行し、かつ、組織及び運営の合理化に努めているか、また、県の事務事業の執行が、行政目的を達成しているかどうかについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を実施した。

## 第2 監査の対象と選定理由

### 1 監査対象

高額物品の調達、管理及び活用について

### 2 選定理由

県の保管（所有、借受又は受寄により管理していることをいう。以下同じ。）する財産については、必要性を検討したうえ適時に適切なものを調達し、その管理は適切に行い、有効な活用を図っていく必要がある。

また一方で、役割を終えたものなど今後活用が見込まれないものについては、適宜適切に処理・処分を図ることが求められている。

そこで、高額物品（物品のうち1点の価格が100万円以上の物品及び年間借受料が20万円以上の借受物品）について、その調達に際して、利用見込や業務の効率化への寄与度など必要性について検討されているか、購入した場合と借受した場合とを比較するなど経済的に合理性のある調達になっているか、機種レベルや維持管理費の多寡など費用効率性に配慮されているか。また、管理については、管理体制等を整え適切に保守点検しているか。さらに、活用については、利用状況を適確に把握し、利用の見込がないものについては、保管換えや廃棄処分を行っているかなどを検証する。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施時期

平成22年5月から平成23年2月まで

### 2 監査の実施方法

監査資料及び事務局職員による現地調査報告に基づいて監査を実施した。

### 3 監査の内容及び着眼点

監査の内容は、以下のとおりとした。

#### (1) 調達の状況

##### ① 必要性その他の事前の検討状況

② 機種選定の方法・手続及び契約方法等

(2) 管理の状況

① 管理体制

② 点検・修繕の実施状況

③ 帳簿の整備、物品と帳簿の照合及び現在高報告の実施状況

(3) 利・活用の状況

① 利用状況及びその把握・管理

② 見込と実績との比較分析状況や利用頻度が低いものについてその理由

③ 利用向上策及び処分方針の検討及び実施状況

また、上記の内容に基づき、着眼点を次のとおりとした。

(1) 調達は必要性が認められ、かつ、適正に行われたか。

① 調達の必要性や機種選定に係る検討体制を整え、購入した場合と借受した場合を比較するなど十分な事前検討をしているか。

② 購入や借受、寄附受納に係る手続は適正で、適切な物品が調達され、取得報告は適正に行われたか。

(2) 管理は適切に行われているか。

① 管理体制が整えられているか。

② 保守委託等の点検や修繕が適切に行われ、使用に適した状態が維持されるよう管理されているか。

③ 規則等に基づき帳簿が適正に整備され、現物との照合が行われており、かつ、物品は実在しているか。また、現在高報告は適正か。

(3) 有効に活用されているか。

① 利用目的に沿って利用（貸出を含む。）され、その状況を把握しているか。

② 見込と実績との比較分析をし、利用頻度が低いものについてその理由を把握し、検証しているか。

③ 利用向上策や処分方針を検討し、適時適切に行っているか。

#### 4 監査の対象とした機関及び高額物品

監査の対象とする高額物品の平成21年度末日現在の保有状況等を把握するため、全ての機関に対し、予備調査を実施した。

監査の対象機関は、監査対象高額物品を保管する全ての機関とした。

監査対象高額物品は、

① 重要物品 財務規則第223条第3項に規定する重要物品（物品のうち1点の価格が100万円以上の美術品、備品及び動物）

- ② 借受物品 平成21年度の年間借受料が20万円以上の借受品
- ③ 受寄品 他から寄託を受けて管理している評価額100万円以上の物品とした。

調査は、評価額1,000万円未満の美術品(3,302点)については、原則として点数及び合計金額のみとし、特殊用途以外の車両(614点)及び動物(19点)については、点数以外調査項目としなかった。

なお、調達や物品の保管換え、処分の状況については、平成17年度から平成21年度に実施したものを対象とした。

監査対象高額物品を保管する機関数は、表1のとおりである。

表1 監査対象高額物品を保管する機関数(平成21年度末日現在)

		総機関数			高額物品 保管機関数			(参考) 50点以上保管機関数		
		本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
知事 部 局	総務部	8	8	16	7	7	14		2	2
	危機管理監室	2	1	3	1	1	2	1		1
	企画振興部	6	1	7	5	1	6	1		1
	県民文化局	5	6	11	3	6	9		2	2
	健康福祉部	10	12	22	7	12	19	2	3	5
	病院事業		2	2		2	2		1	1
	環境部	5	1	6	4	1	5			
	商工労働部	5	8	13	4	7	11		3	3
	観光交流局	4		4	3		3	1		1
	農林水産部	8	11	19	7	11	18		4	4
	競馬事業局	1		1	1		1	1		1
	土木部	11	11	22	7	11	18		5	5
	出納室	1		1	1		1			
	小計	66	59	125	50	57	107	6	19	25
企業局	1	2	3	1	1	2				
行政委員会等	4		4	1		1				
教育委員会	6	69	75	5	68	73	1	9	10	
警察本部	26	15	41	1	15	16	1		1	
計	103	145	248	58	141	199	8	28	36	

平成21年度末の廃止機関6機関(うち保管4機関)を含む。  
高額物品保管機関199機関のうち特殊用途以外の車両・動物のみの保管機関は8機関である。

監査対象機関の中から、次に該当する機関のうち、分野等を考慮し、29機関を選定して現地調査等の詳細調査を実施し、その他の機関については、書面審査による概要調査を実施し、監査した。

- ① 重要物品を多数保管する機関(8機関)
- ② 特定分類の重要物品を多数保管する機関(14機関)
- ③ 利用頻度が低い物品を保管する機関(5機関)
- ④ 調査対象物品の調達を執行した機関(2機関)

また、詳細調査は、利用頻度の低いものを中心に1機関当たり予め50点までの物品（以下「重点調査物品」という。）を抽出し、個々の状況を重点的に調査するとともに、調達に際しての検討状況や利用向上に向けた取組などについて調査した。

詳細調査対象機関及び重点調査物品数は、表2のとおりである。

表2 詳細調査対象機関及び重点調査物品数

整理番号	部局名	機関名	選定理由	分野	高額物品保管総数			うち重点調査物品数		
					重要物品	借受寄	計	重要物品	借受物品	計
1	総務部	中能登総合事務所	②	⑧	19	1	20	19	1	20
2	県民文化局	美術館	①	②	3,100	516	3,616	50	0	50
3	〃	歴史博物館	①	②	232	0	232	50	0	50
4	〃	消費生活支援センター	③	⑤	15	0	15	15	0	15
5	健康福祉部	南加賀保健福祉センター	②	⑤	22	0	22	22	0	22
6	〃	リハビリテーションセンター	②	④	61	1	62	12	0	12
7	〃	保健環境センター	①	⑤	301	4	305	46	4	50
8	〃	中央病院	①	③	693	1	694	50	0	50
9	〃	健康推進課	④	①	0	0	0	(2)0	0	(2)0
10	商工労働部	工業試験場	①	⑤	499	4	503	49	1	50
11	〃	経営支援課	②	①	24	0	24	24	0	24
12	〃	九谷焼技術研修所	②	⑥	39	1	40	39	1	40
13	〃	小松産業技術専門校	②	⑥	61	2	63	48	2	50
14	農林水産部	農業総合研究センター	①	⑤	227	1	228	50	0	50
15	〃	畜産総合センター	③	⑤	98	0	98	50	0	50
16	〃	南部家畜保健衛生所	②	⑤	41	0	41	41	0	41
17	〃	林業試験場	③	⑤	50	0	50	50	0	50
18	〃	水産総合センター	③	⑤	106	7	113	43	7	50
19	土木部	県央土木総合事務所	②	⑧	61	1	62	49	1	50
20	〃	道路整備課	④	①	0	2	2	(6)0	0	(6)0
21	〃	七尾港湾事務所	②	⑧	4	0	4	4	0	4
22	教育委員会	小松高等学校	②	⑦	35	1	36	35	1	36
23	〃	翠星高等学校	②	⑦	51	2	53	49	1	50
24	〃	工業高等学校	①	⑦	179	1	180	50	0	50
25	〃	金沢北陵高等学校	②	⑦	78	1	79	50	0	50
26	〃	津幡高等学校	②	⑦	28	2	30	28	2	30
27	〃	羽咋工業高等学校	②	⑦	95	1	96	50	0	50
28	〃	ろう学校	③	⑦	17	1	18	17	1	18
29	警察本部	会計課	①	①	97	54	151	50	0	50
合計	8部局	29機関			6,233	604	6,837	1,040	22	1,062

分野は、機関を業務内容と主な保管物品種類に着目して分類したもの

- ① 本庁 本庁の主務課
- ② 文化施設 美術館、博物館、図書館
- ③ 医療機関 病院
- ④ 福祉相談機関 保健・福祉関係の機関
- ⑤ 試験研究機関 試験研究機関、その他検査を業務とする出先機関
- ⑥ 技能養成機関 学校以外の職業系技術技能の取得・養成機関
- ⑦ 学校 学校教育法第1条に規定する学校（幼・小中高校、特別支援学校、大学）
- ⑧ その他 上記に分類されない出先機関

重点調査物品数の( )は、調達物品の調査数で他機関へ保管換え済のもの

## 第4 監査対象高額物品の状況

### 1 保管状況について

#### (1) 高額物品を保管する機関の状況及び保管点数

平成21年度末現在で監査対象高額物品を保管している機関は、本庁103機関のうち58機関、出先機関145機関のうち141機関であり、全機関数248機関の約8割に当たる199機関で高額物品が保管されている。(3頁表1)

また、平成21年度末現在における部局別の監査対象高額物品(特殊用途以外の車両及び動物を除く。以下「高額物品」という。)保管点数は、表3のとおりであり、重要美術品を多数保管する県民文化局、教育・実習機器を多数保管する教育委員会、医療・衛生機器を多数保管する健康福祉部などが特に点数が多くなっている。

表3 部局別高額物品保管点数

		重要物品点数					借受 点数	受寄 点数	合計	
		重要 美術 品	うち 1000万 円以上	特殊 用途 自動車	機 械 器 具	そ の 他				計
知 事 部 局	総務部	12	0	8	554	41	615	21	0	636
	危機管理監室	0	0	17	95	4	116	7	0	123
	企画振興部	3	0	18	69	10	100	28	0	128
	県民文化局	3,219	174	1	184	32	3,436	5	515	3,956
	健康福祉部	3	0	10	1,224	13	1,250	13	1	1,264
	病院事業	2	0	2	706	8	718	3	1	722
	環境部	0	0	0	27	1	28	2	0	30
	商工労働部	13	0	2	694	5	714	14	0	728
	観光交流局	0	0	0	74	3	77	3	0	80
	農林水産部	3	0	37	526	17	583	13	0	596
	競馬事業局	0	0	8	34	0	42	6	0	48
	土木部	4	0	235	80	2	321	13	0	334
	出納室	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	3,257	174	336	3,561	128	7,282	126	516	7,924
企業局	0	0	3	34	2	39	5	0	44	
行政委員会等	4	1	0	1	3	8	1	0	9	
教育委員会	218	4	12	1,155	35	1,420	66	41	1,527	
警察本部	2	0	131	126	11	270	53	0	323	
計	3,481	179	482	4,877	179	9,019	251	557	9,827	

重要物品の分類は、石川県財務規則取扱要綱(物品関係)別表第1の分類によった。  
 特殊用途自動車：自動車登録規則別表第2中の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車(8)、大型特殊自動車(9、0)、並びに小型特殊自動車  
 借受は複数機器を1式で借受契約したものも1点としたため実点数と一致しない。

石川県財務規則取扱要綱（物品関係）別表第1 重要物品台帳分類表

分類		細分類		分類番		細分類	
番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	重要美術品	1	陶磁器類			3	炊事用具類
		2	漆工類			4	体育娯楽及び音楽器具類
		3	染織類			5	消火器具類
		4	金工及び刀剣類			6	昆虫用具類
		5	絵画類			7	標本及び模型類
		6	書跡類			8	工具類
		7	彫刻類			9	雑器具類
		8	その他			10	その他
2	車輛	1	車輛類	4	動物	1	家畜類
3	機械器具	1	暖冷房機器			2	鳥類
		2	計測及び試験機器			3	魚類
		3	農林水産機器			4	その他
		4	医療機器			5	その他
		1	医療機器類	2	いす類		
		2	衛生機器類	3	棚及び箱類		
		5	船舶	4	台類		
		6	電気及び通信機器	5	桶類		
		7	繊維機械	6	公印類		
		8	建設機械	7	繊維製品類		
9	諸機械類	8	図書類				
1	諸機械類	9	その他				
2	事務用機器類	※細細分類は医療機器と諸機械類のみ併記した					

これを、機関の分野別にみた保管状況は、表4のとおりとなっており、重要美術品については、その90%超を文化施設が保管しており、機械器具については、総数4,877点のうち、実習用の諸機械等を多数保管する学校が1,524点、計測及び試験機器を多数保管する試験研究機関が1,310点、医療機器を多数保管する医療機関が706点と多くを占めている。

表4 機関分野別の高額物品保管点数

	機関数	重要物品点数					借受 点数	受寄 点数	合計	
		重要美 術品	特殊用途 自動車	機械 器具	その 他	計				
本 庁	58	22	61	710	36	829	135	0	964	
出 先 機 関	文化施設	5	3,221	0	147	18	3,386	3	515	3,904
	医療機関	2	2	2	706	8	718	3	1	722
	福祉相談機関	7	0	3	97	4	104	3	0	107
	試験研究機関	9	2	22	1,310	19	1,353	16	0	1,369
	技能養成機関	11	32	3	183	1	219	13	17	249
	学 校	62	187	16	1,524	60	1,787	60	24	1,871
	大 学	2	0	5	506	38	549	5	0	554
	中学高校 特別支援	50	181	5	957	22	1,165	50	24	1,239
そ の 他	10	6	6	61	0	73	5	0	78	
計	199	3,481	482	4,877	179	9,019	251	557	9,827	

分野は、機関の業務内容と主な保有物品種類に着目して便宜的に分類したもの（4頁参照）



(2) 重要物品の保管数量・台帳価格等の状況

高額物品のうち借受物品及び受寄品を除いた重要物品の保管点数は、全機関で9,019点あり、平成21年度末台帳価格は、499億6,900万円余であった。また、このうち1点の金額1,000万円以上の重要物品は、1,056点であった。

分類別では、機械器具が4,877点で最も多いが、これをさらに細分類別にみると計測及び試験機器1,485点、医療機器935点、電気及び通信機器418点、諸機械類が1,581点などとなっている。(表5)

このうち、国庫補助金を受けて購入した物品は、1,449点(構成比16.1%)あり、分類別では、機械器具の諸機械類が574点、計測及び試験機器が466点と多い。

表5 金額区分別重要物品保管点数及び金額

単位：点、千円

	重要物品点数						金額		
	100万～1000万円	500万～	1000万～2千万円	2000万～5千万円	5000万円以上	計	総額	1点当たり平均	
重要美術品	3,302		87	69	23	3,481	14,012,069	4,025	
うち1,000万円以上			87	69	23	179	7,337,041	40,989	
特殊用途自動車	255	33	152	69	6	482	5,428,548	11,263	
機械器具	冷暖房機器	21	1	1	0	0	22	50,220	2,283
	計測及び試験機器	1,275	223	118	80	12	1,485	9,235,378	6,219
	農林水産機器	247	15	10	3	0	260	825,430	3,175
	医療機器	844	127	58	16	17	935	6,424,320	6,871
	船舶	60	3	2	3	0	65	221,315	3,405
	電気及び通信機器	357	56	33	20	8	418	3,191,321	7,635
	繊維機器	38	8	7	5	0	50	405,118	8,102
	建設機器	52	6	7	1	1	61	905,872	14,850
	諸機械類	1,337	130	170	62	12	1,581	8,676,562	5,488
小計	4,231	569	406	190	50	4,877	29,935,536	6,138	
その他	175	6	2	1	1	179	592,890	3,312	
計	7,963	608	647	329	80	9,019	49,969,043	5,540	
1,000万円未満美術品除く	4,661	608	647	329	80	5,717	43,294,015	7,573	

金額は台帳価格で美術品は評価額、美術品以外は取得価格

重要物品保管点数の上位10機関は、表6のとおりである。

表6 重要物品保管点数上位10機関

機関名	重要物品点数	機関名	重要物品点数
美術館	3,100	歴史博物館	232
中央病院	693	農業総合研究センター	227
工業試験場	499	工業高等学校	179
県立大学	475	水産総合センター	106
保健環境センター	301	小松工業高等学校	106
		計	5,918

また、重要物品を合計1億円以上保管している機関は、51機関あり、最も高額な機関は、美術館であり、上位10機関は、表7のとおりである。

表7 保管重要物品の合計金額上位10機関

単位：千円

機関名	金額	機関名	金額
美術館	12,834,005	歴史博物館	976,807
中央病院	6,369,364	能登空港管理事務所	959,128
工業試験場	4,665,896	工業高等学校	915,741
保健環境センター	2,632,630	奥能登土木総合事務所	860,552
県立大学	1,697,016	県央土木総合事務所	741,249
		計	32,652,388

### (3) 保管重要物品の取得時期の状況

1,000万円未満の美術品3,302点を除く重要物品5,717点について取得時期を5か年ごとに区分してみると、平成12年度から平成16年度の間が1,470点（構成比25.7%）で最も多いが、昭和59年度以前に取得したものが736点（同12.9%）あるなど取得時期の古いものも多く残っている。なお、平成17年度以降の調達は、960点（同16.8%）ある。（表8）

表8 取得時期別重要物品保管点数

		S59年度以前	S60～H元年度	H2～6年度	H7～11年度	H12～16年度	H17年度以降	時期不明	計
重要美術品1000万円以上		125	20	15	7	10	2	0	179
特殊用途自動車		18	27	70	117	164	86	0	482
機 械 器 具	冷暖房機器	1	1	1	3	14	2	0	22
	計測及び試験機器	168	137	296	260	326	298	0	1,485
	農林水産機器	48	36	65	50	45	16	0	260
	医療機器	37	22	93	230	287	266	0	935
	船 舶	10	21	6	8	14	6	0	65
	電気及び通信機器	32	11	46	67	197	64	1	418
	繊維機器	15	5	10	13	6	1	0	50
	建設機器	11	6	27	10	3	4	0	61
	諸機械類	234	172	329	301	354	191	0	1,581
	小計	556	411	873	942	1,246	848	1	4,877
その他		37	29	14	24	50	24	1	179
計		736	487	972	1,090	1,470	960	2	5,717
構成比(%)		12.9	8.5	17.0	19.1	25.7	16.8	0.0	100.0

### (4) 借受物品の数量及び借受料

年間借受料の金額が20万円以上の借受物品は、全体で251点あり、借受料の総額は11億3,059万円余であった。このうち、コンピュータ等の電子計算組織が

点数、金額とも最も多く、115点（構成比45.8%）で、6億6,628万円余（同58.9%。1点あたり平均579万円余）を占めており、金額で次いで電気及び通信機器類となっている。（表9）

なお、借受車両については、重要物品である県所有車両と合わせた488台中6台のみであり、単年度ごとの受託事業の用に供するため購入によることができない場合等のものであった。

表9 借受物品の数量及び借受料

	点数（借受の始期別）					年間借受料		
	H11年度以前	H12～16年度	H17年度以降	計	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	1点あたり平均
車 両 類	0	2	4	6	2.4	2,672	0.2	445
事 務 機 器	電話設備機器	0	10	36	46	26,346	2.3	573
	電子計算組織	0	13	102	115	666,284	58.9	5,794
	その他事務機器	0	0	23	23	7,110	0.6	309
	小計	0	23	161	184	699,740	61.9	3,803
計測及び試験機器類	0	1	4	5	2.0	20,899	1.8	4,180
電気及び通信機器類	0	1	16	17	6.8	312,571	27.6	18,387
そ の 他	3	4	32	39	25.0	94,711	8.4	2,428
計	3	31	217	251	100.0	1,130,593	100.0	4,504

借受は複数機器を1式で借受契約したものも1点としたため実点数と一致しない。

## 2 調達、管理等の状況について

### （1）調達の状況

平成17年度以降に調達された重要物品及び借受物品のうち、寄附・譲渡を受けた重要物品41点を除くものの調達年度別状況は、表10のとおりである。

表10 調達年度別高額物品の調達状況 単位：点、千円、%

	購入		購入と借受の比較検討		比較検討実施率	
	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	金額
H17年度	239	1,187,953	58	188,011	24.3	15.8
H18年度	169	1,719,580	35	897,609	20.7	52.2
H19年度	166	1,183,605	46	505,246	27.7	42.7
H20年度	163	1,204,260	45	535,327	27.6	44.5
H21年度	182	1,302,005	52	396,449	28.6	30.4
計	919	6,597,403	236	2,522,641	25.7	38.2
	借受		購入と借受の比較検討		比較検討実施率	
	点数	年間借受料	点数	年間借受料	点数	金額
H17年度	24	153,683	8	50,420	33.3	32.8
H18年度	40	143,701	21	92,301	52.5	64.2
H19年度	48	183,478	11	131,506	22.9	71.7
H20年度	48	382,424	25	209,027	52.1	54.7
H21年度	57	179,067	38	167,173	66.7	93.4
計	217	1,042,354	103	650,427	47.5	62.4

## ア 購入又は借受のいずれを選択するか比較検討の状況

調達に際して購入又は借受のいずれが適切かについて比較検討を行ったものの点数は、購入したものについては、102機関、919点中の7機関、236点で、中央病院では226点の購入全てで、費用効率性の観点で適した調達形態を検討するため比較検討が行われていたが、その他の機関では693点中10点（1.4%）とわずかな割合にとどまっている。国庫補助要件に制約があるものやリース等が行われていないものがあるなどの事情が考えられるものの極めて低率と言わざるを得ない。これに対し、借受したものについては、91機関、217点中の21機関、103点（47.4%）、金額ベースでは約6割で比較検討が行われていた。

## イ 必要性や仕様等の事前の検討状況

物品の調達に際して検討を行う委員会等（以下「検討委員会等」という。）を設けている機関は、10機関で全体の5.0%であった。構成人員は、合計で95人おり、外部の委員をメンバーにしている機関は4機関で、外部委員数は32人（構成比33.7%）であった。重要美術品を調達している美術館及び歴史博物館では、検討委員会の委員全員が外部委員であった。検討委員会等では、調達の目的や用途、利用（展示）計画、取得費用について審議して必要性を検証し、調達の形態や機能・仕様の検討を行っていた。

その他の機関においては、予算編成時に当該機関の当該物品使用担当者や予算担当者をはじめ所属内で調達の必要性や仕様などについて検討を行ったうえで、予算を確保していたが、ほとんどの機関で調達後の維持管理経費を検討内容に含めてはなかった。

## ウ 機種選定の方法・手続及び契約方法等

機種選定に際しては、調達物品について適正水準や効率性を確保するために特に必要として、機種選定基準を作成している機関は2機関であった。

また、必要な機能・性能を明確化して絞り込み、確保するために入手可能な機種の比較や想定機種の選定、仕様書の検討等を行う委員会（以下「機種選定委員会」という。）を設けている機関は、前述の検討委員会等と兼ねている場合を含め、9機関（構成比4.5%）あり、うち、外部委員をメンバーにしている機関は1機関のみだった。

平成17年度から平成21年度に機種選定委員会における検討によって選定された物品は、142点あり、当該期間中に購入又は借受された物品の12.5%であった。

その他の機関においては、調達の都度、所属長をはじめ使用担当責任者や予算担当者等が機種等について協議していた。

また、プロポーザル方式により機種を選定していた機関は4機関あり、22点が選定

されていた。

契約方法は、一般競争入札又は指名競争入札によることが原則であり、その例外として予定価格が県の規則で定める額（財産の買入れ160万円、物件の借入れ80万円）以下のときや、再度の入札で落札者がいないとき、性質又は目的が競争入札に適さないものときなど、地方自治法施行令第167条の2に定められた一定の場合に随意契約によることができる。

詳細調査対象機関29機関が保管する重要物品のうちから抽出された重点調査物品（4頁参照）のうち、平成17年度から平成21年度に購入又は借受されたものの契約方法別状況は、表11のとおりであり、購入については、一般競争入札によるものが10点（構成比12.5%）、指名競争入札によるものが49点（同61.3%）、随意契約によるものが21点（同26.3%）あり、借受については、一般競争入札によるものが2点（同9.5%）、指名競争入札によるものが9点（同42.9%）、随意契約によるものが10点（同47.6%）あった。

随意契約の中には、プロポーザル方式により公募した結果により1者随意契約となったものや入札不調により随意契約したものが各2点、美術品で製作した作家から購入したものや、機器の製造販売が限定されたものが17点あった。

指名競争入札による調達があった機関は21機関で、うち指名者選考に係る要綱等を作成している機関は、4機関であった。入札執行を管財課に依頼した機関が本庁で3機関あり、管財課では要綱を作成していた。

また、実際に指名者選考会を開催している機関は4機関あり、12点について指名者選考会が開催されていた。管財課と中央病院においては、要綱に基づき、持ち回りにより、13点について選考されていた。管財課に入札執行を依頼した3機関を除くその他の13機関、33点については、指名者何の決裁によって選考されていた。

平成17年度から平成21年度に調達された物品の予定価格に対する契約金額の割合（請負率）は、91.84%であった。購入した物品については、19機関で80点あり、請負率は、91.17%であった。また、借受物品は、10機関で21点あり、請負率は、94.40%であった。

請負率を契約方法別にみると、一般競争入札は、4機関12点で86.56%、指名競争入札は、21機関58点で89.62%、随意契約は、9機関31点で99.15%であった。また、随意契約のうち、1者と随意契約したものは、7機関で21点あり、その請負率は、99.29%だった。今回の調査をみると、競争原理が働く場合ほど低コストになるという理論どおりの結果が現れている。

表11 平成17年度から21年度の契約方法別調達状況（詳細調査対象29機関）

	購入			借受			購入・借受計		
	機関数	点数	請負率	機関数	点数	請負率	機関数	点数	請負率
一般競争入札	4	[6]10	86.03	1	[1]2	89.21	(1)4	[7]12	86.56
指名競争入札	16	49	88.96	8	9	89.38	(4)21	58	89.62
随意契約	9	[1]21	98.76	3	[1]10	99.95	(3)9	[2]31	99.15
2者以上見積		6			4			10	
プロポーザル方式		[1]1			[1]1			[2]2	
入札不調		2						2	
相手先1者限定		12			5			17	
計		[7]80	91.17		[2]21	94.40		[9]101	91.84

機関数の( )は購入と借受の重複機関数で内数。点数の[ ]は世界貿易機関の政府調達に関する協定の適用を受けるものに係る数で内数。請負率は単純平均(%)。  
 [参考]プロポーザル方式採用機器 購入:医療情報システム、借受:大気環境システム

## エ 寄附受納手続

平成17年度から平成21年度に寄附採納及び譲渡を受けた重要物品は、41点あり、採納額は1億2,958万円余であった。これは、当該期間中に調達された重要物品の4.3%であり、採納額では1.9%だった。また、詳細調査対象機関における寄附受納の手続は、いずれも適正に行われていた。

## オ 取得報告

重要物品を取得したときは、財務規則第233条の3により1か月以内に管財課長にその取得を報告しなければならないが、詳細調査対象機関の平成17年度から平成21年度までに調達した重要物品については、概ね、適正に報告されていた。

## (2) 管理の状況

### ア 管理体制

県有物品である重要物品の管理については、財務規則やこれに基づく取扱要綱にその要領が定められており、各機関はこれに従い管理している。中でも特に厳重な管理が必要な物品がある等の理由から、管理要領等を作成していた機関は、21機関（構成比10.6%）あり、このうち、16機関が警察本部の機関で、昭和47年度から作成していた。

重要物品についてデータベース化していた機関は、該当全199機関中の69機関（34.7%）であった。このうち、学校は34校あり、うち28校（作成機関中の40.6%）が、平成21年度の緊急雇用創出事業を活用してデータベース化を行っていた。さらに平成22年度において、高等学校2校を含む4機関で作成中である。警察本部では、16機関全てが平成21年度末までにデータベース化を完了していた。

重要物品を50点以上保管する機関に限ってみると、36機関中作成済みは18機関であり、作成中の2機関を除く残りの16機関は未作成であった。

県有物品を対象とする火災共済は、1,000万円以上の物品（車両、船舶、建設、農水産機器及び動物を除く。）について加入することになっており、52機関で913点加入していた。このうち、故障や老朽化により使用されていない物品も25点加入していた。廃棄予定のものなど加入の必要がないと認めるものについては、加入対象から除くことができるものであり、今後の処理方針の速やかな判断が待たれる。

保管場所については、大部分は室内に置かれているものであったが、狭い廊下の半分程度を占めて設置し使用されており、機器の安全な使用や良好な状態の維持のうえで、あるいは盗難等から守るうえで支障の恐れがあると思われるものがあつた。

## イ 保守点検・修繕の実施状況

重要物品のうち、平成21年度に保守委託契約が締結されている物品は276点であり、その契約金額は、合計4億2,730万円余となつていた。保守の対象となつているものは、精度の維持等のため定期的にメンテナンスをしなければ良好な状態を保てない機器等であり、分類別では、計測及び試験機器が181点（構成比65.6%）あり、1点あたりの保守委託契約金額では、医療機器が673万円余で最も高額であつた。

保管物品の現物とその状態確認のための重要物品の一斉点検の実施状況は、表12のとおりであり、年1回以上実施していた機関は108機関で全体の54.3%であつた。その他の機関では、全体として一斉に行う点検は行っていないが、目視可能な場所にあつて外観から確認可能な物品以外の大部分については使用ごとに状態の確認や個別に点検委託、保守委託をしていた。

表12 一斉点検の実施状況

単位：機関

	実施（頻度別）					未実施
	年1～2回	3～10回	概ね毎月	その他	計	
機関数	91	3	5	9	108	91

詳細調査対象機関29機関が保管する重要物品は6,233点あり、その中で利用状況の少ないものを中心に抽出した重点調査物品1,040点のうち、故障などの使用不能物品や稼働するかどうか不明のものは239点あつた。

詳細調査対象機関29機関が平成17年度から平成21年度に実施した重要物品の修繕（点検整備を含む。以下同じ）の実施状況は表13のとおりで、25機関で、件数は2,520件あり、総額は5億円余であつた。この中で特に金額が高額であつた機関は、精密で高額な医療機器が多い中央病院や、路面清掃車や除雪関係車両が多い県央土木総合事務所、計測試験機器が多い保健環境センター及び車両が多い警察本部会計課であり、良好に使用できるよう維持補修や故障箇所の修繕が実施されていた。

重点調査物品の中で、修繕金額が1点で特に高額だったものは、医療機器で1,680万円のものがあった。路面清掃車などの特殊車両や、動力船については、毎年、点検整備を行っており、安全の確保に努めている。

表13 平成17年度から21年度の修繕実施状況（詳細調査対象29機関）

	機関数	修繕実施状況		重要物品保管全数	
		件数	金額(千円)	保管点数	金額(千円)
5年間に実施した機関	25	2,520	500,040	6,201	33,465,307
全体	29	2,520	500,040	6,233	33,570,799

5年間の修繕合計金額が特に高額の機関

中央病院： 238,185千円 県央土木総合事務所：87,173千円  
 会計課： 36,034千円 保健環境センター： 34,663千円

#### ウ 帳簿の整備、物品と帳簿の照合及び現在高報告の実施状況

詳細調査対象機関29機関の重点調査物品について、物品の存在を確認するため事務局職員が重要物品台帳と現有物品との照合を行ったところ、8機関で19点にのぼる物品（複数構成物品をもって一式としているものの一部を含む。）の存在を確認することができなかった。これらは、物品の不用決定等必要な事務手続を経ることなく廃棄されていたり、亡失したものとのことであった。このうち、3機関の6点については、調査前に財務規則第240条による「物品亡失てん末書」を作成し、処理していた。（うち1機関は他に未処理のものもあった。）

毎会計年度末現在における重要物品の現在高報告については、財務規則第223条第5項に基づき翌年度の5月31日までの期限内に会計管理者への報告がされていたが、現有物品と現在高報告に相違が生じていたこととなる。

また、財務規則第231条では、毎年3月31日現在において保管物品と帳簿とを照合のうえ点検することとなっており、書類上は照合点検したとされていたが、ほとんど使用していない物品については照合が行われていない場合が多く見受けられた。詳細調査において8機関で19点の物品の不存在が判明したように、機関における点検で亡失が見過ごされてきたものであり、照合の手続が形骸化しているものと思われる。

このようなことが生じたのは、事務担当部門と事業担当部門の間で情報の共有化と相互に現物と情報を確認し合い適切な対応を行うなど十分な連携が図られていなかったことに起因していると考えられる。

なお、詳細調査対象機関以外の170機関に対する書面による概要調査でも、監査資料による報告の数と毎年の現在高報告を基に管財課が作成している県有財産表の計数との間で、4機関で10点の不一致がみられ、取得の報告もれ等により管財課への現在高報告に誤りが生じたことが認められた。



また、借受品出納簿については、概ね適正に整備されていた。

### (3) 利・活用の状況

#### ア 利用状況及びその把握・管理

重要物品の利用状況は、表14のとおりであり、年間200日以上利用されている物品は2,095点、全体の36.6%あるが、一方で利用日数が年間10日未満である物品が1,287点で、全体の22.5%となっている。このうち、1日も利用されていない物品が810点で全体の14.2%を占めている。分類別に利用日数10日未満の割合をみると、除雪機などの建設機器が最も高く、以下、トラクターなどの農林水産業の作業用機器である農林水産機器、重要美術品、計測及び試験機器の順となっている。

また、学校では、使用不能の機械が、使用可能な機械とが混在して保管され、生徒が安全に実習できるスペースの確保が懸念される状況も見受けられた。

貸付をしたものは483点あり、うち208点は除雪関係の特殊車両であった。

貸出の事務手続において、貸付先からの「借用願」の受付はあったが、貸出を確認する書類が作成されていなかったものが1点あった。

表14 重要物品の利用状況（平成21年度利用日数別点数）

	10日未満	うち0日	10～49日	50～99日	100～199日	200日以上	不明	合計	摘要		
									10日未満割合(%)	貸付	
重要美術品1,000万円以上	64	64	44	26	9	36	0	179	35.8	3	
特殊用途自動車	55	3	172	52	46	156	1	482	11.4	208	
機 械 器 具	冷暖房機器	4	3	4	1	6	7	0	22	18.2	2
	計測及び試験機器	491	335	429	146	129	290	0	1,485	33.1	77
	農林水産機器	126	79	73	18	18	22	3	260	48.5	5
	医療機器	50	29	55	31	42	756	1	935	5.3	15
	船舶	14	11	10	13	4	14	10	65	21.5	3
	電気及び通信機器	93	74	51	28	51	191	4	418	22.2	13
	繊維機器	3	0	28	16	2	1	0	50	6.0	0
	建設機器	36	6	17	2	4	2	0	61	59.0	26
	諸機械類	318	193	287	106	277	515	78	1,581	20.1	131
	小計	1,135	730	954	361	533	1,798	96	4,877	23.3	272
開放試験機器	57	29	68	28	8	4	0	165	34.5	0	
その他	33	13	20	3	14	105	4	179	18.4	6	
計	1,287	810	1,190	442	602	2,095	101	5,717	22.5	483	
構成比(%)	22.5	14.2	20.8	7.7	10.5	36.6	1.8	100.0			

機械器具のうち、工業試験場及び林業試験場が民間事業者等の利用に供するために保管している開放試験機器は165点（構成比3.4%）で、総額17億1,795万円であった。このうち、平成21年度の年間利用日数10日未満のものは、57点

あり、点数割合で34.5%を占めている。利用日数が10日未満の物品の割合を取得時期別にみると、表15のとおり、取得時期の古いものほどあまり利用されていない傾向が見える。開放試験機器では、その傾向が顕著であり、技術の進歩が速いため、新機種の登場によりニーズに合致しなくなるものが多くなっていくものと思われる。

表15 取得時期別年間利用日数10日未満の物品割合

		S59年度以前	S60～H元年度	H2～6年度	H7～11年度	H12～16年度	H17年度以降	時期不明	計
機 械 器 具		556	411	873	942	1,246	848	1	4,877
利用10日未満	点 数	238	186	326	200	111	74	0	1,135
利用10日未満	割合(%)	42.8	45.3	37.3	21.2	8.9	8.7	0.0	23.3
開 放 試 験 機 器		10	4	72	25	36	18	0	165
利用10日未満	点 数	7	2	39	4	4	1	0	57
利用10日未満	割合(%)	70.0	50.0	54.2	16.0	11.1	5.6	-	34.5

## イ 利用頻度が低いものの理由

平成21年度の年間利用日数が10日未満のものについてその利用頻度が低い理由は、表16のとおりである。主な理由では、故障しているものや修理のためその間使用できなかったもの（以下「故障、修理中のもの」という。）が281点と最も多く、そのほとんどが機械器具であった。陳腐化したものも加えると454点あり、全体の35.3%を占めている。陳腐化したものの中には、老朽化して使用に影響が生じているが更新の予算が確保できるまでの間、あまり利用されることなく継続保管されているものも多数見受けられた。また、試験研究検査機関における課題研究等の当初の取得目的事業が終了したため使用されなくなった物品が167点あった。

また、平成17年度以降に取得された物品のうち、利用日数10日未満のものは88点あったが、取得後間もない33点と平成13年度から借受し平成18年度に譲渡され故障している2点を除いた53点については、このうち42点は、特殊な用途等で使用の機会が当初から少ないと見込まれていた物品と災害や降雪等非常時に利用される物品であった。そのほか、部品の一部が製造中止になり、購入後3カ年で使用されなくなったもの1点、落雷により故障し災害共済金を充当して代替品を購入することとなったもの1点などがあった。

平成元年度以前に取得された物品1,223点のうち、利用日数10日未満の物品は496点あり、40.6%を占めている。このうち、故障、修理中のものが127点、陳腐化したものが79点で、合わせて206点となっている。

表16 利用頻度が低い理由

(1) 年間利用日数10日未満のもの(全体)

単位：点、%

	重要 美術品	車両	機械 器具	計測 試験	農林 水産	建設 機器	その 他	計	構成 比(%)
故障、修理中			278	150	13	2	3	281	21.8
陳腐化・新設備機器導入			172	71	14		1	173	13.3
当初の取得目的事業終了			167	72	29			167	13.0
特殊な用途等で使用機会少ない		2	118	37	38		7	127	9.9
災害時等利用物品で機会が少かった		45	71	19	1	31		116	9.0
試験依頼・利用申込少なかった			67	44	9		6	73	5.7
取得後の状況変化等で需要が減			68	21	7	3		68	5.3
展示スペース不足	61		3					64	5.0
取得後間もない		3	26	10			4	33	2.6
操作・指導等の人員不足			13	6	1			13	1.0
劣化防止のため養生中	3							3	0.2
その他・不明		5	152	61	14		12	169	13.4
計	64	55	1,135	491	126	36	33	1,287	100.0

(2) 平成17年度以降取得のうち年間利用日数10日未満のもの

	重要 美術品	車両	機械 器具	計測 試験	農林 水産	建設 機器	その 他	計	構成 比(%)
故障、修理中			(1)2	(1)2				(1)2	2.3
陳腐化・新設備機器導入			(3)3					(3)3	3.4
当初の取得目的事業終了								0	0.0
特殊な用途等で使用機会少ない			(1)25	19	(1)1		1	(1)26	29.5
災害時等利用物品で機会が少かった		6	(3)10	2		(1)4		(3)16	18.2
試験依頼・利用申込少なかった			(1)3	2				(1)3	3.4
取得後の状況変化等で需要が減								0	0.0
展示スペース不足								0	0.0
取得後間もない		(2)3	(4)26	10			4	(6)33	37.5
操作・指導等の人員不足								0	0.0
劣化防止のため養生中								0	0.0
その他・不明			(3)5	(3)5				(3)5	5.7
計		(2)9	(16)74	(4)40	(1)1	(1)4	5	(18)88	100.0

( )はH21年度の利用日数が0日のもので内数

(3) 平成元年度以前取得のうち年間利用日数10日未満のもの

	重要 美術品	車両	機械 器具	計測 試験	農林 水産	建設 機器	その 他	計	構成 比(%)
故障、修理中			125	64	6	2	2	127	25.5
陳腐化・新設備機器導入			78	30	8		1	79	15.8
当初の取得目的事業終了			56	19	13			56	11.2
特殊な用途等で使用機会少ない			20	5	9		3	23	4.6
災害時等利用物品で機会が少かった		3	8	2		5		11	2.2
試験依頼・利用申込少なかった			21	14			5	26	5.2
取得後の状況変化等で需要が減			31	11	4	1		31	6.2
展示スペース不足	52							52	10.4
取得後間もない								0	0.0
操作・指導等の人員不足			7	3				7	1.4
劣化防止のため養生中	1		1					2	0.4
その他・不明		4	77	37	10		4	85	17.0
計	53	7	424	185	50	8	15	499	100.0

## ウ 利用頻度が低いものへの対応状況

重要物品を平成17年度から21年度に他の機関へ保管換え又は廃棄・売払を実施したものの点数は、表17のとおりであり、毎年度200点程度が実施されている。また、重要物品を物品組替して重要物品以外の物品としたものの点数は、51点であった。この中には、複数機器を組み合わせてシステム一式等として調達された物品のうち、使用可能な物品を一般備品等に組み替えて活用を図ることとし、残りの不用な物品のみを廃棄したものもみられた。

表17 保管換え・処分等の実施状況

単位：点

	保管換え		処分		物品組替		計	
	機関数	点数	機関数	点数	機関数	点数	機関数	点数
H17年度	30	75	29	140	3	13		228
H18年度	38	98	27	119	2	7		224
H19年度	26	56	25	77	2	16		149
H20年度	30	87	41	129	2	9		225
H21年度	37	82	32	131	1	6		219
計	60	398	81	596	3	51	114	1,045

物品組替は組替後も重要物品のもの点数を含まない。

詳細調査対象機関29機関が保管する重要物品のうち利用頻度の少ないものを中心に抽出した重点調査物品1,040点（美術品は点数を考慮し、1,000万円未満のものも含む。）の中で、平成21年度中に1日も利用がなかったものは、403点あった。その利用されていない期間別の状況は、表18のとおりであり、10年以上利用がないものが平成21年に利用がなかった物品の27.5%に当たる111点もあり、廃棄処分等の対応が遅れている点は否めない。

表18 利用されていない期間別重要物品点数（詳細調査対象29機関）単位：点、%

	重要物品	重点調査物品	H21年度に利用されていない重点調査物品							
			1～3年	3～5年	5～10年	10年以上	不明	計	構成比	
重要美術品	3,323	104	21	9	5		3	38	36.5	
うち1,000万円以上	179	40	16	6	4			26	65.0	
特殊用途自動車	80	57	1					1	1.8	
機 械 器 具	冷暖房機器	9		1				1	50.0	
	計測及び試験機器	991	311	51	28	41	52	12	184	59.2
	農林水産機器	186	91	10	2	11	17	6	46	50.5
	医療機器	765	95	3	1	3	4	6	17	17.9
	船舶	22	22		3	3	3		9	40.9
	電気及び通信機器	149	61	3	4	4	2	6	19	31.1
	繊維機器	40	10						0	0.0
	建設機器	18	16						0	0.0
	諸機械類	591	258	13	17	18	30	4	82	31.8
	小計	2,771	866	80	56	80	108	34	358	41.3
その他	59	13	2	1		3		6	46.2	
計	6,233	1,040	104	66	85	111	37	403	38.8	
美術品1,000万円未満除く	3,089	976	99	63	84	111	34	391	40.1	
期間別の構成比			25.8	16.4	21.1	27.5	9.2	100.0		

平成21年度に利用されていない重点調査物品は平成21年度取得3点を除く。

利用されていない保管物品や使用不能品等について、保管換えや処分を検討している機関は、92機関あり、平成21年度に利用されていない物品を保管する78機関の中では、55機関（構成比70.5%）が検討を行っていた。（表19）

なお、工業試験場においては、平成22年9月に重要物品のうち故障して修繕不能となっていた93点の廃棄が行われている。

表19 保管物品の保管換え・処分の検討状況

	総数		検討している		検討していない	
	機関数	点数	機関数	点数	機関数	点数
総数	199		92		107	
うち利用10日未満の物品がある	101	1,287	65	1,036	36	251
うち利用0日の物品がある	78	810	55	667	23	143

点数は、それぞれ平成21年度の利用日数が10日未満又は0日の重要物品数

詳細調査対象機関29機関のうち、重要物品等の利用方針等を策定していたのは4機関で、利用向上策を検討していたのは5機関であった。他機関との共同使用をしていたのは、警察本部会計課の1機関のみで、警察本部の全機関を対象として機器の相互利用が可能な運用がなされていた。

## 第5 監査の結果及び意見

監査の結果、改善を要する事項として6機関に対し6件の指摘を行い、3機関に対し3件の注意を行い、検討が望ましい事項として4機関に対し4件の意見を述べる。

また、対象機関を特定しない共通意見として9件を併せて述べる。

指摘等の具体的な内容は、次頁以下に着眼事項別に掲載しており、指摘等の対象機関名は、4頁に掲げた「表2 詳細調査対象機関及び重点調査物品数」の整理番号で示した。

なお、着眼事項別の指摘及び意見については、集約して記述しているため、対象先によっては、一部該当しない表現が含まれている場合がある。

表20 部局別監査対象数（詳細調査）、指摘件数、注意件数及び意見件数

指摘の内容等		部局	個別指摘、注意及び意見							計	共通意見		
			総務部	県民文化局	健康福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部	教育委員会			警察本部	
監査対象機関数			1	3	5	4	5	3	7	1	29		
うち指摘のある機関数			-	-	1	1	1	-	2	1	6		
うち注意のある機関数			-	-	2	-	1	-	-	-	3		
うち意見のある機関数			-	2	-	-	-	-	2	-	4		
指摘件数			-	-	1	1	1	-	2	1	6		
注意件数			-	-	2	-	1	-	-	-	3		
意見件数			-	2	-	-	-	-	2	-	4	9	
着眼事項別内訳	調達の状況	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	管理の状況	指摘	-	-	1	1	1	-	2	1	6		
		注意	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
		意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	利用の状況	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		注意	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	
		意見	-	2	-	-	-	-	2	-	-	4	3

## 1 調達状況について

### (1) 監査結果の概要

高額物品の調達に際しては、必要性等の検討を行う検討委員会等が設置されていた機関は10機関あり、調達物品数が多数ある機関や特に高額な物品の調達がある機関において、調達前に慎重に検討がなされていた。その他の機関においても、必要性等について予算編成時期に組織的に検討が行われていた。また、必要機能等の明確化・確保のための機種選定等についても、委員会等が設置されていたのは、9機関であり、全機関で調達前段階において組織的検討が行われていた。

購入又は借受のいずれが適切かについて比較検討を行ったか否かについては、借受された物品では5割近くで行われている一方で、購入された物品では全てについて比較検討を行っている中央病院以外では、わずかな割合にとどまっていた。

調達の必要性の検討及び手続に特段の不備等はみられなかったが、調達に際しての事前の検討にあたっては、機種の選択にとどまらず、物品調達後の維持修繕等の費用も考慮に入れるなど、費用対効果についても検討事項に含めることや、調達の形態として借受が可能な物品については、購入ありきでなく借受と購入との比較検討を行うことなどにより、より適切な物品の調達が図られるものと考えられる。

### (2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意 なし

ウ 意見

#### ① 調達に際して事前に検討すべき事項について

高額な物品の調達に際しては、利用頻度、利用期間等を勘案して、物品の有効で効率的な活用を踏まえ、適確な仕様や調達後の利用計画等について、必要に応じて検討委員会等を設置したり、外部の専門家の意見も聴くなどして組織的・総合的に十分な検討を行うことが必要である。

特に、事前に検討を行うべき事項としては、取得費用だけでなく、維持管理・修繕費、処分費用等を含めた取得から使用を終えるまでの費用の全体や費用対効果の検討などが挙げられる。

〔 共 通 〕

## ② 仕様等の事前検討について

調達物品に求める機能・性能及び仕様の検討においては、納入可能者ができる限り1者に限定されないように考慮すべきであり、そのことにより、競争原理が働く契約方法を採用できることとなる。

このため、市場製品や対応可能な事業者の状況の把握にも努めたいうえで、適切な仕様となるよう十分に検討を行う必要がある。

〔 共 通 〕

## ③ 購入と借受のいずれを選択するかを検討について

購入か借受かの選択については、経済性・効率性や費用対効果の観点から、購入ありきではなく、調達する物品の利用頻度や維持管理費等を勘案しながら、より積極的に比較検討を実施すべきである。

〔 共 通 〕

## 2 管理の状況について

### (1) 監査結果の概要

重要物品について、データベース化して管理に活用している機関は、保管物品を有する199機関中69機関(34.7%)であり、作成中の機関は4機関あった。

しかし、50点以上の比較的多数を保管する機関でも4割の機関が未作成であった。

詳細調査を実施した29機関のうち、8機関において、物品の不用決定等必要な手続を経ることなく廃棄していたり、又は亡失していたものが19点あった。このうち2機関では、詳細調査前に亡失届等の処理を済ませていたが、年度末現在の台帳と現有物品とに不突合が生じていた。

財務規則第231条では、毎年3月31日現在において、主務課長又は麻長が保管物品を帳簿と照合のうえ点検することとなっており、書類上は照合点検が行われたとされていたが、照合手続でも見過ごされていたことからも、ほとんど使用していない物品等を実際に照合していない場合があるなど手続きが形骸化しているものと思われる。

こうしたことが生じた理由は、事務部門と業務・技術部門との間で情報の共有化と適切な対応をとるための連携が十分に図られていないことに起因していると考え



られる。

また、詳細調査対象の29機関について、利用の少ないものを中心に抽出した1,040点中使用不能の物品や稼働するかどうか不明の物品が239点あった。これらの中には、長期間対応がなされないまま保管されているものも見受けられた。

さらに、重要物品を必要な手続きを経ることなく廃棄していたり、亡失したもの、保管場所が不適切なものなどがあった。

## (2) 指摘、注意及び意見

### ア 指摘

#### ① 保管物品の管理・廃棄等について

重要物品の中で、一部の物品又はその構成品が、重要物品台帳に記載されているが、物品の不用決定等必要な手続きを経ることなく廃棄されていたり、又は亡失していたものが見受けられた。

物品廃棄等に際しての適正手続きを確保するためにも、物品を実際に管理・使用する職員に対し事務手続の周知徹底を図り、適切に物品管理を促す必要がある。

指摘件数	6件
整理番号	7、10、15、26、28、29

### イ 注意

#### ① 保管場所について

重要物品の中に、狭い廊下に半分程度を占めて設置し、使用されているものがあった。

物品及び建物を安全に使用するためにも設置場所について改善の必要がある。

注意件数	1件
整理番号	17



林業試験場の  
照明付きインキュベーター

## ウ 意見

### ① 使用不能物品について

重要物品の中に故障などで使用不能な状態が数年の間続いているものや、稼働可能かどうか確認されないまま何年間も使用されていないものが見受けられた。

有効利用や経済性・効率性の観点から、今後も利用が必要か否かを検討し、必要であれば、財政当局と協議し、費用や方法を考慮のうえ適切な修繕をして使用し、それ以外の物品については、使用可能な部品があるため一時保管する等特別に事情がある場合を除き、速やかに物品の不用決定並びに売払（廃棄）や火災共済の加入解除など適正な手続を経たうえで適時適切な処分を進めることが必要である。

〔 共 通 〕



故障して使用されていないものの例

### ② 照合・点検の確実な実施について

財務規則の規定に基づく保管物品と帳簿との照合について書類上の手続は行っているが、実際に全物品の照合を行っていない機関が見受けられた。

多数の物品を保有する機関にあっては、保管する全物品の照合を短期間に行うことは困難な面もあると思われるが、保管物品と帳簿との毎年の照合確認を確実にし、使用中の物品等の状態等の点検を実施することは、不用物品の速やかな

処理・処分を促して、むだの排除や執務環境の改善にも資するものであるので、全機関において、照合の時期や体制を工夫するなどにより、照合及び点検を确实適切に実施する必要がある。

〔 共 通 〕

### ③ 情報のデータベース化について

事務管理部門と技術・業務部門との間の連携の不足と情報の共有化がされていないことが、帳簿と現物との照合が適切に実施されていないなどの主な要因になっていた。

物品管理の効率性や有効活用の観点から、物品情報のデータベース化を推進し、事務管理部門と技術・業務部門との間の情報の共有化や連携の強化を図る必要がある。

〔 共 通 〕

## 3 利・活用の状況について

### (1) 監査結果の概要

詳細調査を実施した29機関において、抽出された物品中10年以上利用されていない物品が111点にのぼるなど、長期間全く利用されていない物品やほとんど利用されていない物品が相当数あり、利用の継続か処分か等の方針が明確にされないまま保管されている。

利用されなくなった物品については、有効利用や経済性・効率性の観点から他の機関への保管換えや処分が必要であるところ、その十分な検討が行われていなかったり、一度は検討したものの今後の利用の可能性を考慮して保管されたものが、その後長期間再検討されなかったりしたものである。

県内事業者等への利用に供される開放試験機器でも、中には非常に高い頻度で活用されているものがある一方、1年間全く利用されていないか数日の利用にとどまるものが3分の1にのぼっていた。

また、美術館や歴史博物館が収蔵する重要美術品の中にも、長期間にわたって展示の機会が与えられていないものが見受けられた。

さらに、設置場所が普段開放されていない等のために本来の目的に沿った活用がなされていない状態のものなどがあった。

手続面では、貸出に際して貸出を確認できる書類の作成がなかったものがあった。

## (2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意

### ① 利用上の手続について

重要物品の貸出に際して、借用願の受付はあったが貸出を確認する書類が作成されず、口頭で許可したものがあった。

今後は書面により処理すべきである。

注意件数	1 件
整理番号	5

### ② 購入後短期間で使用に支障を生じた検査機器について

購入後 2 年目で、消耗部品が製造中止となって使用を継続するには相当額の改造費用が必要となったが、対応策について十分な検討がなされることなく、使用されないままとなっていた検査機器があった。

修繕や代替機器の導入、さらには納入業者の責任等について、速やかに検討を行い、適切な対応を講じる必要がある。

なお、今後、同様のトラブルが生じないように、故障の場合の保証や部品確保についても契約条項に盛り込むよう検討する必要がある。

注意件数	1 件
整理番号	7

ウ 意見

### ① 利用がない又は利用頻度が低い物品の活用及び処分について

全く利用されなくなったり、あまり利用されていない物品が多数あり、そのほとんどが、他の機関への保管換えや廃棄・売り払いの処分などの方針が明確にされないまま何年もの間保管されていた。

保管物品の管理にあたっては、有効利用や経済性・効率性の観点から、物品ごとの利用の記録管理、その推移の把握等に努め、利用の頻度が低いものについては、その理由や今後の需要等を考慮して活用のあり方等を検討する必要がある。

さらに、取得の目的事業等が終了して、役割を終えたり、活用が見込まれない

物品であれば、むだに保管スペースを占有しているだけになっている点や執務環境の安全の確保にも配慮して、保管換えや処分などを速やかに検討すべきであり、廃棄のみならず有償売払など計画的・効率的に進められたい。なお、当面、需要が少ないながらも存在することから、処分を見送る場合であっても、適時の保管換え・処分に向け、継続的に検討を行うことが望ましい。

特に、学校や試験研究機関の中には、使用している機器と使用していない機器が混在している状況が見受けられたところがあり、安全な作業スペースの確保等についても配慮する必要がある。

〔 共 通 〕

#### 利用されていない高額物品の例



実習訓練用の蒸気ボイラー



利用されていない音響測深器  
と故障している風向風速計（奥）

#### ② 目的に沿った活用について

学校において、ゆかりの方などから寄附された等により保管されている重要美術品等については、生徒の情操を養ったり、向上心を高めるための一助としての役割があると考えられ、普段から生徒の目に触れられるところに展示することが望ましい。しかし、普段は開放されていない同窓会館やメモリアルルームに置かれたままになっているものがあつた。

本来の目的に沿って活用されるよう、設置場所や管理方法等を検討することが望ましい。

〔 意見件数 2 件  
整理番号 22、26 〕

③ 長期間公開されていない重要美術品等の公開について

美術館及び歴史博物館においては、収蔵品の情報をデータベース化するとともに、保存状態（収蔵品の劣化）や展示スペースを勘案しながら年間の展示計画をたて、外部委員を中心とする運営委員会等に諮ったうえで、展示を行っている。

県民の財産である美術品等を収蔵する施設にあつては、適切な保存や継承が重要であることはもちろんであるが、県民に公開していくことも大きな使命である。

長期間展示されない収蔵品が一部みられており、限られた展示スペースではあるが、これらも含めできるだけ定期的に収蔵品の公開を行い、県民の期待に応えとともに美術工芸や歴史文化に対する理解をより一層得られるよう努められたい。

意見件数	2件
整理番号	2、3

④ 複数構成からなる物品の組替活用について

単体でも機能する情報通信機器や試験検査機器等を組み合わせてシステム一式等として調達された機械器具等の中には、故障等のため使用不能となった場合であっても、一部の構成部品は使用可能なものもある。

このため、有効利用の観点から、修理不能なもの、システム一式等としての使用の必要性がなくなったものでも、その一部の構成部品が単体又は他の物品と組み合わせて使用可能な場合は、物品の組み替えも含めて今後の活用方法や処分を検討する必要がある。

〔 共 通 〕

⑤ 開放試験機器等の利用率向上について

開放試験機器などの事業者等への利用に提供されている機器や、県民からの依頼による試験等のために使用される機器が設置されているが、そうした機器で年間数日の利用のものが見受けられた。

有効利用や利便性の観点から、ニーズの有無を確認して、ニーズに合致しなくなったものは思い切って処分するとともに、利用向上が期待できると判断されるものについては、更新を図ったり利用向上に資するよう積極的な広報周知と適時適切な情報の提供を行う必要がある。

〔 共 通 〕

## 第6 まとめ

県有財産である物品、とりわけ高額な物品については、各業務分野において一定の行政目的を達成するために必要であるとして調達、利活用されてきたところである。

しかしながら、調達した後の時間の経過とともに、故障が生じたり、陳腐化するなどして、その使用価値が低下したものや、当初の取得目的が達成され、その後の活用が十分に図られていないもの、また、処分が進んでいないものなどが多く見受けられる状況にある。

このため、今回、高額な物品について、財産の有効利用や適正管理、遊休物品の適正処分などの観点から、監査を実施した。

なお、平成21年度末現在で本県において保管している高額物品で今回調査の対象としたもの<sup>(注)</sup>は、9,827点で本県の全機関数248機関の約8割に当たる191機関において保管されており、このうち県所有のものは9,019点で台帳価格は499億6,900万円余であった。

今回の監査の結果を総括すると、大きなものとして次のような問題点がみられた。

- ・物品の調達前の検討段階において、購入と借受の比較などが十分行われることなく購入されたものが多く見受けられたこと
- ・物品の不用決定等の手続きを経ることなく廃棄していたり、亡失したものが散見され、また、保管物品の現物と帳簿との照合の手続きが形骸化している機関が多数見受けられたこと
- ・まったく使用されなくなったり、ほとんど使用されていないにもかかわらず、何年間も、保管換えや処分の方針を明確にすることなく保管されたままになっている物品が、多くの機関で見受けられたこと
- ・開放試験機器など企業や県民等の利用に供することを目的とするもので十分な利用がなされていないものがあったこと

こうした諸問題の改善を促すため、今回の監査では、前記第5にあるとおり、

- ・物品の調達に際しては利用の見込、仕様のレベル、契約方法や購入と借受の比較を含めた総合的な検討を進めること
- ・現有物品と帳簿との照合・点検を確実に実施すること
- ・情報をデータベース化して共有化を図るなど部門間の連携を緊密にすること
- ・利用頻度の低いものの分析と活用のあり方の検討を行い、活用が見込まれないものの処分等を速やかに検討し、有償売払など計画的・効率的に進めること
- ・企業の利用を目的とする開放試験機器については、常に企業のニーズを適確に把

握しながら選択・更新していくこと  
などを述べたところである。

物品はそれぞれに必要ながあって調達されたものであり、適切に維持管理して、有効活用に努めることで、その目的が達成されるものであり、また、利用されなくなったものや頻度が低下したものについては、計画的・効率的に処分を進めることで、安全な作業スペースの確保や業務効率の向上にも資することとなる。

県財政が厳しい中、調達された物品が県民全体の財産であることを十分に認識しながら、今回の監査で指摘等を行った各事項を真摯に受け止めて、適切に対応されることにより、物品の機能・役割が十分に果たされていくよう強く望むものである。

(注) 監査対象高額物品は、

- ① 重要物品 財務規則第223条第3項に規定する重要物品（物品のうち1点の価格が100万円以上の美術品、備品及び動物）
- ② 借受物品 平成21年度の年間借受料が20万円以上の借受品
- ③ 受寄品 他から寄託を受けて管理している評価額100万円以上の物品であり、このうち特殊用途以外の車両及び動物は点数以外調査項目としていない。



付表1 機関別高額物品保管数 平成22年3月末現在(ただし、名称は廃止したものを除き22年度)

整理番号	機関名	分野 (4頁参照)	重要物品								借 受 物 品	受 寄 品	合計
			重要 美術 品	うち 1000 万円 以上	車両	うち 特殊 用途	機械 器具	動物	その 他	計			
1	秘書課	本庁	3				1		1	5			5
2	総務課	本庁								0	1		1
3	看護大学	大学			3		72		2	77			77
4	県立大学	大学			13	5	434		36	483	5		488
5	人事課	本庁					1			1	4		5
6	行政経営課	本庁					1			1	1		2
7	東京事務所	その他	1		1					2			2
8	管財課	本庁	7		22	1	3		1	33	1		34
9	税務課	本庁			1		5			6	2		8
10	小松県税事務所	その他			5		1			6	1		7
11	金沢県税事務所	その他	1		3		2			6	2		8
12	地方課	本庁					1			1	3		4
13	1 中能登総合事務所	その他			15	2	17			32	1		33
14	奥能登総合事務所	その他			12		16		1	29			29
15	危機対策課	本庁			20	15	85		4	109	6		115
16	消防学校	技能養成			3	2	10			13	1		14
17	企画課	本庁			1		51			52	1		53
18	地域振興課	本庁			1					1			1
19	情報政策課	本庁					7			7	24		31
20	空港企画課	本庁			2		2			4			4
21	能登空港管理事務所	その他	3		20	18	9		10	42			42
22	新幹線・交通対監室	その他			3					3	3		6
23	県民交流課	本庁			2		4			6	3		9
24	文化振興課	本庁	1		2		19		2	24			24
25	2 美術館	文化施設	3,076	166	2		16		8	3,102	1	515	3,618
26	3 歴史博物館	文化施設	142	8	2		81		9	234			234
27	白山ろく民俗資料館	文化施設			1		2			3			3
28	能楽堂	その他							13	13			13
29	石川四高記念文化交流館	文化施設			1		47			48			48
30	県民生活課	本庁			2	1				2	1		3
31	4 消費生活支援センター	試験研究			1		15			16			16
32	厚生政策課	本庁			2		61			63			63
33	5 南加賀保健福祉センター	福祉相談			9	1	20		1	30			30
34	石川中央保健福祉センター	福祉相談			9	1	7		1	17			17
35	6 リハビリテーションセンター	福祉相談			4	1	59		1	64	1		65
36	7 保健環境センター	試験研究			8	3	298			306	4		310
37	長寿社会課	本庁			2		4			6			6
38	障害保健福祉課	本庁			1		2			3	2		5
39	こころの健康センター	福祉相談			2					2			2
40	精育園	福祉相談			3		7			10	1		11

整理番号	機関名	分野	重要物品							借受物品	受寄品	合計	
			重要美術品	うち1000万円以上	車両	うち特殊用途	機械器具	動物	その他				計
41	錦城学園	福祉相談			4		3		1	8	1		9
42	医療対策課	本庁			1		6			7			7
43	8 中央病院	医療機関	2		1	1	682		8	693	1		694
44	高松病院	医療機関			3	1	24			27	2	1	30
45	総合看護専門学校	技能養成	1							1			1
46	9 健康推進課	本庁								0			0
47	薬事衛生課	本庁			3	2	3			6	1		7
48	少子化対策監室	本庁			4		46		1	51			51
49	保育専門学校	技能養成					1			1			1
50	児童生活指導センター	福祉相談			3		1			4			4
51	環境政策課	本庁			1		6			7			7
52	水環境創造課	本庁			4		16			20			20
53	廃棄物対策課	本庁			5		1			6			6
54	自然保護課	本庁			2		2			4	1		5
55	白山自然保護センター	その他			2		2		1	5	1		6
56	水道企業課(旧企業局)	本庁							1	1	3		4
57	手取川水道事務所	その他			3	3	34		1	38	2		40
58	産業政策課	本庁			2		5		2	9			9
59	10 工業試験場	試験研究			8		497		2	507	4		511
60	産業立地課	本庁								0	1		1
61	11 経営支援課	本庁	1		7	1	22			30			30
62	12 九谷焼技術研修所	技能養成	10		1		29			40	1		41
63	労働企画課	本庁	2		1		3		1	7			7
64	13 小松産業技術専門学校	技能養成			2		61			63	2		65
65	金沢産業技術専門学校	技能養成			2		53			55	4		59
66	七尾産業技術専門学校	技能養成			2		17			19	1		20
67	能登産業技術専門学校	技能養成			3		7			10	1		11
68	石川障害者職業能力開発校	技能養成			3	1				3			3
69	交流政策課	本庁			26		73	15	2	116	1		117
70	観光推進課	本庁			1		1		1	3			3
71	国際交流課	本庁								0	2		2
72	農業政策課	本庁			6					6	1		7
73	南加賀農林総合事務所	その他			15					15	1		16
74	石川農林総合事務所	その他			9					9	1		10
75	県央農林総合事務所	その他			17	1	1			18			18
76	中能登農林総合事務所	その他			14					14			14
77	奥能登農林総合事務所	その他	1		19		1			21	1		22
78	生産流通課	本庁			22	15	12			34			34
79	14 農業総合研究センター	試験研究	2		24	7	218			244	1		245
80	15 畜産総合センター	試験研究			13	9	89	1		103			103

整理番号	機関名	分野	重要物品								借受物品	受寄品	合計
			重要美術品	うち1000万円以上	車両	うち特殊用途	機械器具	動物	その他	計			
81	経営対策課	本庁			3	2	3			6	1		7
82	農業基盤課	本庁			1					1			1
83	農業安全課	本庁			1					1			1
84	16 南部家畜保健衛生所	試験研究			5	1	40			45			45
85	北部家畜保健衛生所	試験研究			7	1	15			22			22
86	森林管理課	本庁			5		5			10			10
87	17 林業試験場	試験研究			6		50			56			56
88	水産課	本庁			2		4			6			6
89	18 水産総合センター	試験研究			11	1	88		17	116	7		123
90	競馬総務課	本庁			17	8	34	1		52	6		58
91	監理課	本庁			11	1				11	1		12
92	南加賀土木総合事務所	その他	1		60	44	8		1	70	1		71
93	石川土木総合事務所	その他			46	38	7			53	1		54
94	19 県央土木総合事務所	その他			66	47	14			80	1		81
95	中能登土木総合事務所	その他			58	41	8			66			66
96	奥能登土木総合事務所	その他			75	53	19			94	2		96
97	20 道路整備課	本庁			1					1	2		3
98	河川課	本庁			8	8	4			12	2		14
99	辰巳ダム建設事務所	その他			2					2			2
100	北河内ダム建設事務所	その他			2		2			4			4
101	安原・高橋川工事事務所	その他			3					3			3
102	金沢港湾事務所	その他			3		4			7			7
103	21 七尾港湾事務所	その他			2		4			6			6
104	砂防課	本庁					4		1	5			5
105	公園緑地課	本庁					1			1			1
106	金沢城・兼六園管理事務所	その他	3		4	3	5			12			12
107	建築住宅課	本庁			2					2	3		5
108	営繕課	本庁			2					2			2
109	出納室	本庁								0	1		1
110	議会事務局総務課	本庁	4	1	5		1		3	13	1		14
111	庶務課	本庁			2		1		3	6	1		7
112	金沢教育事務所	その他			1					1			1
113	中能登教育事務所	その他			2					2			2
114	奥能登教育事務所	その他			1					1			1
115	大聖寺実業高等学校	学校					51			51	1		52
116	大聖寺高等学校	学校	5				2			7	1		8
117	加賀高等学校	学校					9			9	2		11
118	小松商業高等学校	学校	6				8			14			14
119	小松工業高等学校	学校	1				104		1	106	3		109
120	22 小松高等学校	学校	24				7		4	35	1		36

整理番号	機関名	分野	重要物品								借受物品	受寄品	合計
			重要美術品	うち1000万円以上	車両	うち特殊用途	機械器具	動物	その他	計			
121	小松明峰高等学校	学校	3				1			4	2		6
122	寺井高等学校	学校	5				9			14	1		15
123	鶴来高等学校	学校	2				7		2	11			11
124	松任高等学校	学校	4				7			11			11
125	23 翠星高等学校	学校	2		5		46		3	56	2		58
126	野々市明倫高等学校	学校					2			2	2		4
127	金沢錦丘高等学校	学校	4				2			6	1		17
128	金沢泉丘高等学校	学校	10				6		2	18	1		19
129	金沢二水高等学校	学校	4				3		2	9	2		11
130	金沢伏見高等学校	学校	3				4			7	2		9
131	金沢辰巳丘高等学校	学校	1				23		1	25	2		27
132	金沢商業高等学校	学校	2				10			12	1		13
133	24 工業高等学校	学校	57	4			122			179	1		180
134	金沢桜丘高等学校	学校	4		1	1				5	2		7
135	金沢西高等学校	学校	3				10		2	15	2		17
136	25 金沢北陵高等学校	学校					78			78	1		79
137	金沢向陽高等学校	学校					8			8	2		10
138	内灘高等学校	学校	3				4			7	1		8
139	26 津幡高等学校	学校	4		1		24			29	2		31
140	宝達高等学校	学校	1				2			3			3
141	羽咋高等学校	学校					6		2	8	1	24	33
142	27 羽咋工業高等学校	学校	1				94			95	1		96
143	志賀高等学校	学校					1			1			1
144	高浜高等学校	学校					20			20			20
145	鹿西高等学校	学校	3				3		1	7	1		8
146	七尾東雲高等学校	学校	3		6		69			78	1		79
147	七尾高等学校	学校	2				11			13	2		15
148	田鶴浜高等学校	学校	1		1		4			6	2		8
149	富来高等学校	学校	1				3			4			4
150	穴水高等学校	学校	2				3			5			5
151	門前高等学校	学校					3			3			3
152	能登高等学校	学校					2			2			2
153	能都北辰高等学校	学校	2		3		45		2	52			52
154	能登青翔高等学校	学校			8	4	40			48	1		49
155	輪島高等学校	学校	3		1		5			9	1		10
156	輪島実業高等学校	学校	2				54			56	1		57
157	珠洲実業高等学校	学校	2				15			17			17
158	飯田高等学校	学校	10		1		4			15	1		16
159	加賀聖城高等学校	学校					2			2			2
160	小松北高等学校	学校	1				1			2			2

整理番号	機関名	分野	重要物品								借受物品	受寄品	合計
			重要美術品	うち1000万円以上	車両	うち特殊用途	機械器具	動物	その他	計			
161	金沢中央高等学校	学校					16			16	2		18
162	羽松高等学校	学校					1			1	1		2
163	七尾城北高等学校	学校					1			1			1
164	盲学校	特別支援			2		17			19	1		20
165	28 ろう学校	特別支援			1		17			18	1		19
166	いしかわ特別支援学校	特別支援	3		3		4			10			10
167	養護学校	特別支援			2	2	3			5			5
168	小松瀬領特別支援学校	特別支援			3	2				3			3
169	錦城特別支援学校	特別支援			2		2			4	1		5
170	小松特別支援学校	特別支援			2	1	4			6			6
171	明和特別支援学校	特別支援			1		6			7	1		8
172	七尾特別支援学校	特別支援	1		2		6			9	1		10
173	医王特別支援学校	特別支援	2		1	1	2			5			5
174	金沢錦丘中学校	学校					5			5			5
175	教職員課	本庁								0	1		1
176	教育センター	技能養成					5			5	3	17	25
177	学校指導課	本庁			1					1			1
178	生涯学習課	本庁	2		8		17			27			27
179	生涯学習センター	その他	5		1		3		1	10			10
180	図書館	文化施設	3				1		1	5	2		7
181	文化財課	本庁			5		23		4	32	3		35
182	輪島漆芸技術研修所	技能養成	21						1	22			22
183	スポーツ健康課	本庁			3	1	87	2	3	95	1		96
184	29 会計課	本庁	2		51	6	83		6	142	53		195
185	金沢中警察署	その他			17	13	5		1	23			23
186	金沢東警察署	その他			11	9	4		1	16			16
187	金沢西警察署	その他			14	10	4			18			18
188	大聖寺警察署	その他			12	9	2			14			14
189	小松警察署	その他			13	9	3		1	17			17
190	寺井警察署	その他			5	4	3			8			8
191	松任警察署	その他			11	8	4			15			15
192	鶴来警察署	その他			9	8	3			12			12
193	津幡警察署	その他			6	6	3			9			9
194	羽咋警察署	その他			16	13	1		1	18			18
195	七尾警察署	その他			15	12	3			18			18
196	穴水警察署	その他			6	4	3		1	10			10
197	輪島警察署	その他			7	7	2			9			9
198	能登警察署	その他			8	8	1			9			9
199	珠洲警察署	その他			6	5	2			8			8
計	29 199 機関		3,481	179	1,096	482	4,877	19	179	9,652	251	557	10,460

うち特殊以外の車両及び動物を除く総数 保管機関数：191機関、高額物品合計：9,827点

平成 2 2 年度行政監査報告書

平成 2 3 年 3 月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.jp/kansa/index.html>

メールアドレス [kansa@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kansa@pref.ishikawa.lg.jp)